

後志地本通信

2016.1.4 = 第3号 =

自治労北海道後志地方本部

〒044-8588 倶知安町北1条東2丁目後志総合振興局内

TEL 0136-22-6636 FAX 0136-21-2105

明けましておめでとうございます。今年もよろしくお願ひいたします。

春闘がいよいよスタートします！

春闘は、「賃金の引き上げや、労働条件の改善を要求する運動」のことで、**春季闘争**とか**春季生活闘争**などとも言われます。毎年2月頃から行われる春闘は、労働組合の**1年間の闘争サイクルのスタート**となります。

春闘期では、当局側（市町村長、副市町村長、管理職）に対して、労使関係ルールに関する**基本要求書**を当局へ提出することになります。

道本部春闘討論集会では**2016 春闘方針**が提起

1月8日（金）に道本部「2016 春闘討論集会」が札幌市・自治労会館で開催されます。この2016春闘討論集会では、2月から本格化する春闘期に向けて、道本部が2016年の春闘方針について提起します。この方針に対して組合員さんと、協議していきます。

そして、その提起の中には、2月～3月にかけて、各単組が行うスケジュールが記載されています。このスケジュールに沿って、運動を展開していくこととなります。

石狩・後志合同春闘討論集会を開催

1月15日（金）、「石狩・後志合同2016春闘討論集会」を札幌市・定山溪「鹿の湯」で開催します。

この集会は、道本部春闘討論集会の提起を受けて、再度、地本単位で春闘方針について討論する場です。後志としての方針も打ち出しますのでご確認ください。



昨年の石狩・後志合同集会の様子

また、集会終了後は、交流会を開催いたします。交流会は各単組間の情報交換や顔つなぎの場として大切な機会ですので、ぜひご参加ください。あと、交流会では、抽選会を行いますので、**1単組1品を持ちよりください。**地域の特産品をPRする場でもあります

⇒ ⇒ ⇒裏面につづく



参議院議員 えさきたかし

春闘と秋闘、その違いとは

春闘について、もう少し説明します。ついこないだまで、秋闘！秋闘！っていったけど、春闘と秋闘の違いは何か？

秋闘（10月～12月）は、通常8月頃に人事院が給与勧告をだし、通常であれば閣議決定され、秋の臨時国会で給与法改定されてから、国家公務員の給与が決まり、その後、地方公務員の給与も当局との交渉によって改定されるのが通常の流れ。（この流れが良いかどうかはまた別の議論がありますが、とりあえず流れはこうなっています。）

2015年度では、人事院勧告に準じて、給料表等を上げてもらうように、当局と交渉するわけです。

ただし、春闘期に要求書を提出しないで、秋闘の時期に当局と交渉して、労働条件の改善や給与改定を要求したとしても、「**そもそも君たちは春闘でちゃんと基本**

要求してきたのか？」と当局から問われたら、なんも言えなくなってしまう。

だから、春闘では当局側に対して、基本
要求書を提出して、しっかりとアピールしておかな
ければならない、ということになります。

また、地方自治体の賃金は、民間の賃金とも密接にかかわってきます。地域民間の賃金が低くなれば、それに連動して、地方自治体の賃金も低くなる傾向が強いです。

民間の賃金は4月に決まります。そのために、民間企業の労働組合は、春闘期に4月からの給

料表のベースをアップしてくれるよう（ベア要求）、運動を展開するわけです。

このため自治労も、連合や地方連合に集結して、**民間労働組合の賃上げ要求を支援していきます。**

共済学習会で自分の保険を見直すきっかけに

12月16日、岩内町職が、組合員を対象に共済学習会を開催しました。



共済学習会の様子

道本部より木村自治労共済事務局長に来ていただき、団体生命共済やマイカー共済について説明いただきました。

各単組でも執行委員はぜひ共済学習会を開催してください。組合員さんが入っている保険を見直すきっかけにもなります。

また、共済学習会を開催する場合、**道本部の助成制度を利用できます。**組合員さんには、共済の話を書くときに、各単組の経費を使うことなくお弁当を提供できますし、地元の飲食店を利用して地域経済の支援にもなります。ぜひご活用ください。